

令和 8 年度
自動車騒音常時監視業務委託

仕様書

令和 8 年 7 月

1. 総則

1-1. 目的

本業務は、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) 第 18 条の規定に基づき、夕張市(以下「本市」という。)内における主要幹線道路を対象として、自動車騒音の状況の常時監視を行うことを目的とする。

本業務の実施にあたっては、環境省水・大気環境局が配布する「面的評価支援システム」を使用し、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知)及び「自動車騒音常時監視マニュアルについて(技術的助言)」(平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発 110914002 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知)により監視対象路線の環境基準達成状況の把握及び面的評価を行い、沿道の各種施策への反映を図る資料を作成するとともに、自動車騒音常時監視報告書及び環境省への報告資料を作成する。

1-2. 調査範囲

別表及び別図に示す本市内における監視対象路線及び評価区間

1-3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

1-4. 準拠事項

本業務は、仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行った。

- ① 「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)
- ② 「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)
- ③ 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)
- ④ 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発 110914001 号)(以下「処理基準」という。)
- ⑤ 「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成 27 年 10 月、環境省水・大気環境局自動車環境対策課)(以下「評価マニュアル」という。)
- ⑥ その他関係法令等

1-5. 貸与資料

本業務の遂行にあたり、本市（以下「甲」という。）は受託者（以下「乙」という。）に以下の資料を貸与するものとする。

- ①都市計画用途地域図
- ②環境基準地域類型指定資料
- ③(株)ゼンリン Zmap-TOWNⅡ 北海道夕張市 2021
- ④令和 6 年度自動車騒音常時監視における環境省面的評価支援システムのデータベース

なお、以下のものは乙が用意するものとする。

- a. 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査データ（R3 年度道路交通センサスデータ）
- b. 環境省面的評価支援システム Ver5.2.2（システム用データ、操作マニュアル含む）※
- c. (株)KERNER GIS エンジン（ActiveMap for.NET Windows10 版 Ver2.28）

※：現在の最新バージョン

1-6. 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、甲に帰属するものとし、甲の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

1-7. 業務処理責任者

乙は、本業務における業務処理責任者を定め、甲へ届け出ることとする。

業務処理責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

1-8. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、甲に次の書類を提出しなければならない。

- ①業務着手届
- ②業務処理責任者選定通知書
- ③業務工程表
- ④業務完了届
- ⑤業務受渡書
- ⑥その他必要書類

1-9. 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

1－10. 関係官庁への手続き等

①乙は、本業務の実施にあたっては甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

②乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、または協議を求められた場合は誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく甲に届け出なければならない。

1－11. 土地への立入り

①乙は、本業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合、甲と十分な協議を行い、本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

②乙は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、垣、柵等の除去、若しくは工作物の一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

2. 業務内容

2-1. 実施内容

実施内容は、表-1 に示すとおりとする。

表-1 実施内容

工種名称	単位	数量	摘要
計画準備	式	1	現地踏査、実施計画書の作成
令和3年度全国道路・街路交通情勢調査データ（R3年道路交通センサスデータ）の再確認	式	1	最新のR3年道路交通センサスデータを適用に際して、本年度の評価区間番号の再確認
騒音発生強度の把握	区間	4	令和8年度評価区間
騒音・交通量・走行速度測定	区間	2	「実測する方法」による評価区間
調査	区間	4	令和8年度評価区間
過年度データの移行	区間	26	全評価区間
要素（騒音）設定	区間	4	令和8年度評価区間
騒音推計	区間	4	騒音推計前、騒音推計
報告書作成	業務	1	業務報告書、環境省報告様式
打合せ	式	1	着手時、成果品納入時

2-2. 実施手順

実施手順は、図-1 に示すとおりとする。

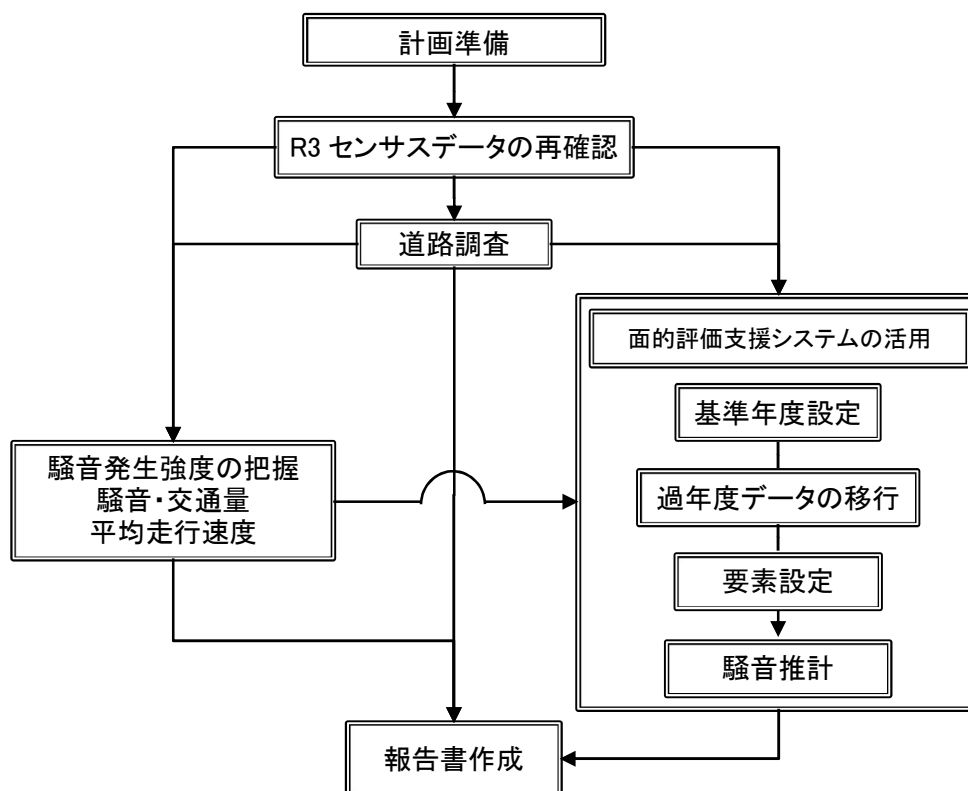


図-1 実施手順

2-3. 実施方法

1) センサスデータ適用に係る再確認

令和 5 年 6 月 30 日に公開された最新の「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」を再確認して、環境省の面的評価支援システムにおけるデータベースを適切な評価区間番号で更新できるよう編集する。

2) 調査

令和 8 年度評価区間について土地利用状況、道路交通情勢、道路の構造等、騒音発生強度、騒音暴露状況について調査を行う。

(1) 道路調査

別表に示す評価対象区間について道路端（道路敷地境界）から 50m の範囲について道路構造条件・騒音対策状況、道路交通情勢等を次に示す既存資料及び現地踏査により確認する。

- ・ 令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）
- ・ 道路台帳図（道道）：空知総合振興局札幌建設管理部

(2) 沿道調査

別表に示す評価対象区間の道路端（道路敷地境界）から 50m の範囲について建物用途、住居等戸数、都市計画用途地域、環境基準に係る地域の類型指定等を次に示す既存資料及び現地踏査により確認する。

- ・ Zmap-TOWN II **北海道夕張市 2021**
- ・ 都市計画図
- ・ 騒音に係る類型指定図

(3) 騒音発生強度の把握

別表に示す評価対象区間について騒音発生強度の把握を行う。

なお、騒音発生強度の把握方法は、甲乙協議により検討するものとする。

表-2 騒音発生強度の把握方法

方 法	内 容
1. 実測する方法	評価区間を代表する地点に騒音計を設置して沿道騒音レベルを測定する。騒音規制法第 21 条の 2 に基づく測定結果を用いることができる。
2. 他の区間を準用する方法	他の評価区間と自動車の運行に伴う音源の発生強度が概ね一定とみなせる場合、他の区間の騒音発生強度を当該区間の騒音発生強度に設定する。
3. 推計する方法	評価区間を代表する地点で時間帯別の平均的な走行速度及び交通量を把握して、最新の道路交通騒音の予測モデルにより騒音発生強度を計算する。場合によっては、周辺道路における時間変動パターンを参考に設定した昼夜間の交通条件を用いることができる。
4. 環境基準達成とみなす方法	交通量が僅少であり、過去に実測された騒音発生強度が環境基準を下回ることが確認できる場合、評価対象となる全ての住居等について環境基準達成とみなす。

(4) 現地測定

沿道騒音レベルを実測する方法による場合は、乙が以下に示す方法により騒音測定等を行うものとする。騒音測定箇所については 4 箇所とし、甲と協議によりその場所を決定するものとする。

①騒音測定

a. 道路近傍騒音レベル

当該道路の近傍に騒音計を設置して 24 時間 ($L_{Aeq, 1h}$) について測定し、各時間の騒音レベルを計算したのち以下の項目を算出する。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5} / L_{A10} / L_{A50} / L_{A90} / L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

b. 背後地騒音レベル

当該道路の背後地（道路敷地境界より概ね 50m 以内）に騒音計を設置して、交通量調査と同期して昼間・夜間の時間区分のうちそれぞれ 2 観測時間（平均して概ね時間区分の代表となる時間）で実測時間 10 分間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。測定する項目は次のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 10min}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 10min}$)
- ・時間率騒音レベル (L_{A95})

②交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の時間区分のうち2観測時間（実測時間10分以上で平均して概ね時間区分の代表となる時間）について測定する。測定する項目は次のとおりとする。

- ・昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車））
- ・夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車））

③平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して昼間・夜間の時間区分のうち2観測時間帯（平均して概ね時間区分の代表となる時間）に上下別に10台程度の速度を測定する。

- ・昼間平均走行速度（上下別）
- ・夜間平均走行速度（上下別）

3) 面的評価

別表に示す評価区間について環境省の面的評価支援システムを活用し、基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を推計する。

なお、現在構築されている面的評価支援システムについては、必要に応じてバージョンアップを行う。

(1) 初期設定

基準年度を設定する。なお、評価基準等他設定項目については、過年度との整合性を保つため原則変更しないものとする。

(2) 過年度データの移行

全ての評価区間について要素（道路、沿道、騒音）を基準年度に移行する。本年度評価対象区間については、調査結果等に基づき要素（道路、沿道、騒音）を必要に応じて修正する。

(3) センサス区間および情報の再確認

令和5年6月30日に公開された最新の令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（R3年道路交通センサス）における以下の結果を再確認し、状況に応じて本年度の評価に反映させる。

- a. 評価区間番号
- b. 評価区間の区切り
- c. 交通量データ

(4) 要素設定

【沿道設定】

本年度評価対象区間について、以下の設定等を必要に応じて行う。

都市計画用途地域、環境基準類型指定地域、評価区間、道路端、道路に面する地域

【道路設定】

本年度評価対象区間について、以下の設定等を必要に応じて行う。

道路平面線形要素、標準断面、道路交通センサス区間、距離帯、近接空間、建物、立地密度

【騒音設定】

本年度評価対象区間について以下の設定または更新等を行う。

騒音測定地点、騒音測定データ

(5) 騒音推計

【騒音推計前】

- a. 騒音基準位置：評価対象区間ごとの騒音基準位置設定、騒音測定データの選択
- b. 騒音レベル：評価対象区間ごとに基準点騒音レベル、残留騒音レベルの確定
- c. 表示用レイヤ作成：評価対象区間ごとに各種の表示レイヤを作成

【騒音推計】

- a. データチェック：オブジェクト、関係データ、帳票データの関連付けのチェック
- b. 沿道情報：沿道情報の確認
- c. データ照査・諸元：評価区間密度、発生源強度分布、残留騒音分布の確認
- d. 推計：建物ごとの距離帯別騒音レベルの推計
- e. 常時監視フォーマット作成
- f. 一括表示用レイヤの作成

(6) 分析活用

騒音推計結果に基づき騒音暴露状況・環境基準達成状況を集計し、環境省報告用の自動車騒音常時監視結果の帳票、図面、地図情報の出力及び環境 GIS フォーマット（地理情報）を出力する。

2-4. 成果品

自動車騒音の常時監視結果について業務報告書及び環境省報告様式に取りまとめる。
本業務の成果品は、次のとおりとする。

表-3 成果品一覧

成果品	数量・内容
1. 業務報告書及び資料集	印刷物：A4版、1部
2. 業務報告書及び資料集	電子データ：一式（CD-R）
3. 環境省報告様式	電子データ：一式（CD-R）
	令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領の様式
	GISデータファイル
	位置図、詳細図
	令和8～12年度実施計画
	その他必要資料
4. オブジェクト・データベース	電子データ：一式（CD-R）
5. データ等の更新作業	甲が所有するパソコンの常時監視データを更新 （必要に応じて支援システムも更新）

別表：監視対象路線及び評価区間（ローテーションの表示）

路線 番号	路線名	評価区間					
		区間番号※1※2	起点の住所	終点の住所	延長[km]	車線数	R8 年度 (2026 年度)
3	札幌夕張線	40050-1	千代田	若菜	0.4	2	1-No.7
38	夕張岩見沢線	40220-1	若菜	末広	2.7	2	1-No.9
		40220-2	末広	丁未	3.9	2	1-No.10
136	夕張新得線	40630-1	南部 東町	南部 東町	0.8	2	No. 13
					計 7.8		

※1 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査データ（R3年度道路交通センサスデータ）に基づく評価区間番号

※2 緑文字は追加の評価区間を示す。

